

ねんきん

通信

20歳になつたら国民年金!!

成人式を迎えた20歳のみなさん、成人おめでとうございます！あなたもこれで大人の仲間入り、そして、国民年金1年生です。社会人としての責任もしっかりと果たし、立派な大人を目指してください。今月は国民年金のしくみをご紹介します。

日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入することが義務づけられています。加入の種類は次の三通りです。皆さんはどこに当てはまりますか？

第1号被保険者▶自営業、自由業、学生など

加入手続きは、お住まいの市区町村窓口で行い、国から送付される納付書により保険料を納めていただきます。

第2号被保険者▶会社員、公務員など

厚生年金や共済組合に加入することで国民年金にも自動的に加入していることになるため、個別に加入手続きや国民年金保険料を納める必要はありません。

第3号被保険者▶会社員、公務員などに扶養されている配偶者

配偶者の勤務先で手続きを行います。保険料の納付は必要ありません。

国民年金保険料の納付は、①金融機関や郵便局窓口に納付書と現金を持参する、②納め忘れのない便利な口座振替を利用する、という二通りの方法が一般的です。

保険料納付が困難な場合は「保険料免除制度」を活用しましょう。世帯の所得金額に応じて「全額」又は「半額」免除が選択できますし、勤務先を退職した場合は、前年所得の有無に関わらず「特例」免除となることがあります。また、学生のみなさんは前年所得が68万円以下であれば「学生納付特例制度」を利用し、保険料を納める必要のない期間とすることができます。両制度とも承認期間後10年間は保険料を追納することができますので余裕ができるから後払いすることができます。さらに、平成17年4月からは世帯主の所得に左右されない「若年者納付猶

予制度」(30歳未満対象)も創設され、保険料免除制度が拡充されます。

就職・退職・結婚・引越しなど、人生の節目では国民年金の手続きも必要となります。原則的に第1号被保険者は市区町村役場で、第2号被保険者は勤務先で、第3号被保険者は配偶者の勤務先で手続きを行います。

国民年金などの公的年金は、やがて必ず訪れる長い老後の収入を国が約束してくれる制度です。国民年金はみなさんが納める保険料に加えて、給付総額の3分の1を国が負担しています。この負担割合は平成21年度までに2分の1に引き上げられることとされており安心できる制度です。また、公的年金は老後の所得保障だけでなく、病気やけがで障害が残ったときや、家族を残して父親などが亡くなったときにも年金が支給され、みんなの生活を保障します。このように、みんなの納める保険料が多くの方々の生活を支え、そして、自分の将来の保障にも繋がる助け合いのしくみが国民年金といえます。

20歳になられたみなさん！大人の責任である「国民年金」に加入し、社会を支える一員として、大きくはばたいてください。

年金相談時間延長のお知らせ

社会保険事務所では、平成16年12月から平成17年3月までの毎週月曜日には、年金相談窓口を2時間延長して午後7時まで開設しておりますので、お気軽にご利用ください。なお、月曜日が休日（1月3日、1月10日、3月21日）のときは、翌日の火曜日に振り替えて実施します。

稚内社会保険事務所 稚内市末広4丁目1番28号
☎0162-32-1233

留萌社会保険事務所 留萌市大町3丁目
☎0164-43-7211

詳しくは、役場町民課福祉住民係(☎5-1111内線158)にお問い合わせください。



※11月号のお誕生おめでとうの中、「杉山千絵ちゃん」とあります。が、「杉山千絵ちゃん」との誤りでした。お詫びして訂正いたします。また、8月生まれの永島綾乃ちゃんが掲載されていませんでしたので、今月号でご紹介させていただきました。まことに申し訳ありませんでした。大変、申し訳あり

☆ご結婚おめでとう
島田 幸司さん
馬場 明子さん (一条北二)

【8月生まれ】
永島 綾乃さん (父広二)字幌延

戸籍の窓
11月

吉田八重子さん(夫)元町
高田スミ子さん(夫)宮園町

ご寄付ありがとうございます
11月